

機関番号：12604

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530721

研究課題名（和文） フランスの義務教育における学力保障制度の改革に関する研究

研究課題名（英文） Reform of Compulsory Education in France - How Basic Skills are guaranteed for All?-

研究代表者

藤井 穂高 (FUJII HODAKA)

東京学芸大学・教育学研究科・教授

研究者番号：50238531

研究成果の概要（和文）：本研究は、フランスの2005年「学校基本計画法」に定められた「共通基礎知識技能」に着目し、その制定が共通の教育内容を求め続けたフランスの義務教育において画期的な意義を有すること、しかし、それは審議過程において、保障の内容が「知識技能の全体の児童生徒による獲得」から「共通基礎の獲得に必要な手段」へ改められたこと、その実施においても様々な困難が生じていることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Common core of knowledge and skill is determined by the education Law of 2005 in France. It is epoch-making because France has longed common culture of secondary education. But, in the process of legislation, the content of guarantee is changed from “acquisition of common core by every pupil” to “means to acquire common core by every pupil”. And now Common core of knowledge and skill has many problems to solve for attaining its aims.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：教育制度

科研費の分科・細目：教育学・教育行政

キーワード：フランス、義務教育、教育改革、学力保障、共通基礎

1. 研究開始当初の背景

わが国の義務教育、特に初等教育の質については、国内的には様々な問題が指摘されつつも、国際的には高い評価を得てきたといえる。しかし、近年では、直接的には、学力低下論の隆盛とゆとり教育の見直し、国際的な学力調査に見られるわが国の順位の低下等を契機として、間接的には、ポスト産業資本

主義の到来、グローバル化の進展、知識基盤型社会への移行等を背景として、わが国の教育政策においても義務教育の「質の保証」が求められるようになってきた。たとえば、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年10月）において、「教育の目標を明確にして結果を検証

し質を保証する」ことが提言され、教育基本法には義務教育の目標が明記されたのは周知の通りである。しかし、わが国の場合、たとえば実質的な自動進級制に象徴されるように、いかに学力を保障する制度をつくるかはこれからの課題であろう。

一方、フランスでは、資格社会であるため、義務教育段階でも課程主義を採用しており、しかも1989年の新教育基本法制定以降、「すべての子どもに最低資格を取得させる」ことを教育政策の重点目標に掲げてきた。明確な数値目標である。コレッジ（中学校）修了段階では、公的資格である「前期中等教育修了国家免状」（NDB）の取得試験が設けられている。その上に、2005年の学校基本計画法の策定により、学習指導要領とは別に、義務教育段階で習得すべき一連の知識技能を「共通基礎知識技能」として定め、義務教育の到達目標を明確にした。

フランスでは、わが国の「落ちこぼれ」が潜在化するのとは対照的に、無資格による離学という形で、学力保障の問題が顕在化する。さらに、その背後には、コレッジ段階での職業教育コースへの「進路指導」、小学校での落第などの「学業失敗の連鎖」という問題が潜んでいることはすでに指摘されている。このようにフランスの教育改革は、わが国と比較して、問題や課題の所在が明確であり、取り組みのターゲットとその成果が計りやすいといえる。

2. 研究の目的

(1) 義務教育の到達目標の設定に関する政策意図の分析

わが国では、義務教育の質の保証について、義務教育として必須の内容を確定することは不可能だとする議論がある。しかし、フランスでは、実際に2005年の学校基本計画法

の制定により、義務教育段階で習得すべき一連の知識技能を「共通基礎知識技能」として確定した。また、コレッジ卒業時に、公的資格である「前期中等教育修了国家免状」（DNB）の取得試験を受け、その合格がコレッジの修了となる。そこで本研究では、「共通基礎知識技能」の制定にいたる政策意図と、その実質的な保証に関する制度的方策を明らかにするとともに、「前期中等教育修了国家免状」の改革の論理と具体的な仕組みを分析することを課題とする。

(2) 前期中等教育での無資格での離学を食い止める取り組みの成果と課題の分析

フランスでは、1989年の新教育基本法の制定に伴い、すべての子どもに最低資格を取得させることを政策目標に掲げてきた。その結果、無資格者で離学するものへの対応が、学力保障政策の上でも明確なターゲットとなった。こうした問題の明確化自体が、「落ちこぼれ」として潜在化する傾向のあるわが国からは興味深い。本研究では、この無資格離学者を対象とする取り組みの成果と課題を明らかにすることを第2の課題とする。具体的には、1990年代末からの脱学校化（*déscolarisation*）に関する大規模な研究プロジェクトとそれと平行して取り組まれた「復帰準備中継措置」と近年の「教育成功個別支援プログラム」に焦点をあて、具体的な成果と課題を明らかにする。

(3) 初等教育での落第の防止と学力保障策の成果と課題の分析

フランスの場合、中等教育段階での無資格での離学は、小学校での落第からはじまり、コレッジでの職業教育コースへの「進路指導」、無資格での離学、失業という、「学業失敗の連鎖」によることが社会科学の成果により明らかにされている。このため、中等教育の問題も初等教育にその根幹があるという

理解が定着している。一方わが国では、最低限の学力も身につけないで自動進級制により卒業させてしまうことは、教育を受ける権利を保障していることになるのかという問題提起も見られる。しかし、フランスの落第研究から示唆されるのは、落第があれば教育を受ける権利が保障されるのかという問題提起である。落第研究については、研究の蓄積があり、政策文書も出されている。本研究では、こうした研究も踏まえて、初等教育段階での学力保障制度のあり方を検討する。

3. 研究の方法

上記の課題に対応した研究の方法は次の通りである。

(1) 義務教育の到達目標の設定に関する政策意図の分析

「共通基礎知識技能」策定の政策意図の分析については、先行研究を総合することにより、これまでのフランスにおける議論を整理するとともに、2005年法の各種報告書・議事録等を手がかりとする立法過程の分析を通して、その政策意図と特にその実現可能性、すなわち、すべての子どもにその知識技能を保障する方策の構想を分析する。また、「前期中等教育修了国家免状」の制度と改革の論理の分析については、同国家免状の改革前の制度の概要を整理したうえで、これまでの改革案と評価を検討するとともに、「共通基礎知識技能」の制定に伴い改革された新しい制度の構造を明らかにする。

(2) 前期中等教育での無資格での離学を食い止める取り組みの成果と課題の分析

まず、「復帰準備中継措置」を取り上げる。これは、コレージュに適應できない生徒を一時的に受け入れ、通常学級への復帰を支援するための措置であり、1998年から取り組まれている。この措置については政策文書、先行研究ともに蓄積があり、その成果を検証す

る。次に、「教育成功個別支援プログラム」は2005年の学校基本計画法により新しく設けられたプログラムであり、「共通基礎知識技能」の習得が困難な子どもを対象とする、短期集中的な学習支援プログラムである。この取り組みは、「共通基礎知識技能」の制定に直接かかわる施策であるが、現在のところその成果についての報告は出されていないため、そのねらいと取り組みについて分析する。

(3) 初等教育での落第の防止と学力保障策の成果と課題の分析

まず、初等教育における落第の防止については、落第者が落第を繰り返す事実が物語るように、学力保障において落第がいかに逆効果かという点を中心に、研究の成果を整理・検討する。さらに、初等教育における「非識字に対する闘い」については、このプログラムでは特に小学校第1学年での「読み」に焦点が当てられており、その取り組みの成果についても検討の対象としたい。

4. 研究成果

(1) 「共通基礎知識技能」の政策的背景の検討

①1990年代までの政策動向については、1947年のランジュヴァン・ワロン改革案、1975年の教育法（通称「アビ法」）、1989年の新教育基本法（通称「ジョспан法」）、1991年の「学習指導要領憲章」、1994年の教育課程審議会報告書、1996年の「学校検討委員会報告書」等を主な素材として、戦後改革期からその後の長きにわたって「教育内容の共通化」がフランス中等教育の課題であったこと、ジョспан法により、すべての者に共通の到達目標の設定が実現されたこと、1990年代にはすでに「共通基礎」という考え方とそれを保障すべき「学校の義務」という観点が出ていたことを確認した。

②2000年代の政策動向については、2003年に設置された「国民討論委員会」の論点、同年の学校評価高等審議会報告書、2004年の経済社会評議会報告書、同年の「学校の未来に関する国民討論委員会」の報告書、同年の教育課程審議会の見解等を資料として検討を行い、共通基礎の立法化の前段階において、各種報告書等により少なからぬ議論が行われており、共通基礎が「基礎」である意義、それを保障すべき学校の義務などの観点とともに共通基礎制定の条件等がすでに示されていたこと、そしてそれらは国会での審議を枠づけるものとなることを明らかにした。

(2)「共通基礎知識技能」の政策意図の分析

共通基礎を定めた2005年「学校の未来のための基本計画法」(「学校基本計画法」)の審議過程を、趣旨説明書、各種委員会報告書、議事録等の議会資料で分析した。その結果、当初の趣旨説明書では、義務教育の保障の内容が「知識技能の全体の児童生徒による獲得」であり、付帯報告書においても、「義務教育は、児童生徒がより意欲的な進路を築けるために不可欠な知識能力全体を獲得するまでに至らなければならない」とされていたこと、議会での審議の過程において、もし生徒が共通基礎に含まれる知識を獲得しなければ、その保護者が行政裁判所に訴えた場合、国が契約を守っていないとの理由で違約金を払うことになるのではないかと、この条文の意味するところがこれとは違うのであれば、それは「保障する」とは言わない、と指摘されたこと、フィヨン国民教育大臣も、重要なのは国民教育に「手段の義務」を課すことであるとしたうえで、義務教育終了時に共通基礎を習得していない生徒に対しては、引き続き随伴支援等を続けていくことが必要であり、それなくして100%の資格保障という目

的に到達することはないと答弁して、修正に応じたこと、これにより最終的に「共通基礎の獲得に必要な諸手段を児童生徒に最低限保障する」とする条文案が可決されたこと、を明らかにした。

(3) 前期中等教育修了国家免状(DNB)の改革動向の分析

①従来のDNBの課題について、学校教育担当大臣に提出された1999年の報告書、全国教育課程審議会の出版物、学校評価高等審議会に提出された調査報告をもとに分析した。それにより、義務教育終了時の国家免状として、必要な知識と能力の獲得を保証すること、コレージュの各教科において、その後の多様な学習(普通教育と同様に技術又は職業教育)の成功に必要な「基礎の横断的な知識と能力」の獲得を保証すること、生徒の成績の分析と学校運営に必要な情報と道具を各機関(様々な段階の)に提供することが課題であることを明らかにした。

②2005年の学校基本計画法による共通基礎知識技能とDNBの法定について、共通基礎に関する法規定、法律の「付属報告書」に見る共通基礎制定の趣旨、審議過程の分析を行うとともに、2005年から2010年までの政策動向を整理した。

③2010年年4月に発表された国民議会(下院)の調査報告をもとに、2005年法の施行後4年間の政策動向について、国民教育省自体が「非協力的」と評価されるほど、改革が進んでいないこと、学習指導要領において教科ごとに共通知識技能について配慮が不均一であること、評価方法に対立が認められるなど、安定していないこと、教員の無理解と負担感などの課題があることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕（計 7 件）

- ① 藤井 穂高、フランスの義務教育改革をめぐる論点、比較教育学研究、査読無、41、2010、3-17
- ② 藤井 穂高、フランスにおける学校と保護者の関係、フランス教育学会紀要、査読無、22、2010、9-20
- ③ 藤井 穂高、諸外国の教科書制度と教科書（フランス）、学校運営、査読無、591、2010、24-27
- ④ 藤井 穂高、フランスにおける義務教育の「共通基礎」の制定、フランス教育学会紀要、査読有、21、2009、65-78
- ⑤ 藤井 穂高、保護者と学校の関係⑦フランス編上、週刊教育資料、査読無、1060、2009、28-29
- ⑥ 藤井 穂高、保護者と学校の関係⑦フランス編下、週刊教育資料、査読無、1062、2009、28-29
- ⑦ 藤井 穂高、フランスにおける保育学校の就学保障規定、保育学研究、査読有、46-2、2008、153-162

〔学会発表〕（計 3 件）

- ① 上原 秀一、藤井 穂高、フランスにおける中学校卒業認定試験の展開と課題、日本比較教育学会第46回大会、2010年6月27日、神戸大学（兵庫県）
- ② 藤井 穂高、フランスにおける学校と保護者の関係、フランス教育学会第27回大会、2009年9月12日、大阪大学（大阪府）
- ③ 藤井 穂高、フランスの義務教育における国家的規制の強化、日本比較教育学会第44回大会、2008年6月28日、東北大学（宮城県）

〔図書〕（計 1 件）

- ① フランス教育学会編、大学教育出版、フランス教育の伝統と革新、2009、91-99

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤井 穂高 (FUJII HODAKA)

東京学芸大学・教育学研究科・教授

研究者番号：50238531